

華誠の法務ニュースレター

2019年08月 第10号

法律の動向

最高人民法院が103件の司法解釈を整理・廃止

会社商事

中国で11条の金融業対外開放新措置を実施

データとネットワークセキュリティ

中国が「信頼できない実体のリスト」制度を構築

経営コンプライアンス

「金融持株会社監督管理試行弁法（意見募集稿）」について公開意見募集

独占と競争

国家市場監督管理総局が「独占禁止協議暫定規定」を公布

文化娯楽

「文化産業促進法（草案意見募集稿）」について社会に向けて意見を募集

紛争解決

中国消費者協会が公益訴訟を初めて調停で終結

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階
郵便番号: 200031

電話: (86-21) 5292-1111;

(86-21) 6350-0777

ファックス: (86-21) 5292-1001;

(86-21) 6272-6366

E-mail: mail@watsonband.com;

mailip@watsonband.com

Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C

郵便番号: 100027

電話: (86-10) 66256025

ファックス: (86-10) 6445-2797

E-mail: beijing@watsonband.com

mailip@watsonband.com

香港事務所:

香港中環荷李活道 32 号 建業崇基センター 2004 号室

電話: (86-21) 5292-1111*123;

(86-21) 852-3197-0091

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪ビル 18 階 A2 室

郵便番号: 150010

電話: (86-451) 8457-3032

ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室

郵便番号: 730000

E-mail:gansu@watsonband.com



今期の内容

法律の動向

最高人民法院が103件の司法解釈を整理・廃止……………	5
「重大違法信用喪失リスト管理弁法（改正草案意見募集稿）」にて公開意見募集……………	5

会社商事

中国で11条の金融業対外開放新措置を実施……………	7
市場主体撤退制度の改善を加速……………	7
中国で「ビジネス環境最適化条例（意見募集稿）」について公開意見募集……………	7

データとネットワークセキュリティ

国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会、工業・情報化部、財政部が連合で「クラウドコンピューティングサービスセキュリティ評価弁法」を公布……………	8
暗号法（草案）への意見募集……………	8

経営コンプライアンス

「金融持株会社監督管理試行弁法（意見募集稿）」について公開意見募集……………	9
「証券仲介業務管理方法（意見募集稿）」について公開意見募集……………	9

独占と競争

国家市場監督管理総局が「独占禁止協議暫定規定」を公布……………	10
---------------------------------	----

文化娯楽

「文化産業促進法（草案意見募集稿）」について社会に向けて意見を募集……………	11
国家インターネット弁公室、ネットでデマを飛ばす者は信用喪失主体のブラックリストに記載……………	11



今期の内容

争議解決

中国消費者協会が公益訴訟を初めて調停で終結	12
-----------------------------	----

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な状況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

最高人民法院が 103 件の司法解釈を整理・廃止

情勢発展の変化に適応し、国の法律が統一して正確に適用されるよう保証するために、関連する法律規定と裁判の実際のニーズに基づき、最高人民法院は 103 件の司法解釈を廃止することを決定した。同決定は 2019 年 7 月 20 日から施行された。

廃止された司法解釈には、例えば、「経済審判の作業における『中華人民共和国民事訴訟法』の厳格な執行に関する若干の規定」、「民事経済審判の方式の改革問題に関する若干の規定」等の民事類司法解釈 53 件が含まれており、刑事類司法解釈 24 件には、例えば、「労働教育の日数を刑期から控除できるか否かに関する問題の返答」、「農村合作基金会の従業員の犯罪を如何に位置付けるかに関する問題の返答」等が含まれている。また、総合、行政訴訟類司法解釈 26 件には、例えば、「最高人民法院による苦情処理係の来訪者応対作業細則」、「行政事件の管轄についての若干の問題に関する規定」等が含まれている。

説明によると、今回の全面的な整理作業では、いくつかの司法解釈と現行の法律、後に出された司法解釈との不一致や不調和の問題を集中的に解決した。整理・廃止された 103 件の司法解釈は、主に現行の法律規定と一致せず、後に公布された司法解釈に代替されたり、後に公布された司法解釈と衝突したものである。

中国政府網 より

「重大違法信用喪失リスト管理弁法（改正草案意見募集稿）」にて公開意見募集

最近、市場監督管理総局が「重大違法信用喪失リスト管理弁法（改正草案意見募集稿）」を起草し、公開して意見募集を行なった。意見フィードバックの締切は 2019 年 8 月 10 日までであった。

このうち、重点的に改訂した内容には次の事項が含まれている。

(1) 適用対象を拡充し、重大違法信用喪失リストに載せる対象を企業から企業、個人事業主、その他の組織と信用喪失主体内で特定の職務を担当し、重大な違法信用喪失行為に直接責任を負う自然人、市場の経営活動に直接関与する自然人へと拡大する。

(2) リストに載せる状況を拡大し、市場監督管理総局の各業務ライン、国家薬品监督管理局、国家知的財産権局が提供したリストに載せる状況を統一して規範化し、同じ又は類似の状況を抽出・統合し、重大違法信用喪失リストの原則に明らかに適合しない状況を除外した。

(3) 職責の分担を調整・管理し、全体的には「誰が管轄し、誰が管理するか」という原則に基づき、各級の市場監督管理部門が該当管轄地区の重大違法信用喪失リストの管理作業を担当する。

(4) リストへの記載・削除手順を改善する。

(5) 信用喪失への懲戒を強化する。

(6) 信用の修復を改善する。

司法部 より

中国で 11 条の金融業対外開放新措置を実施

国務院金融安定発展委員会弁公室は 20 日、党中央、国務院による対外開放の更なる拡大に関する戦略構想を貫徹して遂行するために、「宜快不宜慢、宜早不宜遅（訳者注釈：事はゆっくりしてはられない、速くしたほうがよい、遅れてはならない、早くしたほうがよい）」という原則に基づいて深く検討し、評価を行った上で、以下の 11 条の金融業対外開放措置を公布した。

- 1、外資機関が中国で信用評価業務を行うことを許可する場合、銀行間債券市場と取引所債券市場の全ての種類の債券を格付けすることができる。
- 2、域外の金融機関が商業銀行の資産管理子会社の設立、投資、株式取得に参与することを奨励する。
- 3、外国側が株式を保有する資産運用会社を域外の資産管理機関と中資銀行又は保険会社の子会社が合併で設立することを許可する。
- 4、域外の金融機関が老齢年金管理会社を投資、設立し、株式を保有することを許可する。
- 5、外資による為替取扱会社の独資設立又は株式保有を支持する。
- 6、外資による対人保険の持株比率制限を 51% から 100% にアップさせる過渡期を元々決まっていた 2021 年から 2020 年に繰り上げる。
- 7、域内の保険会社が保有する保険資産管理会社の株式の合計が 75% を下回ってはならないという規定を取り消し、域外投資家の持株比率が 25% を上回ることを許可する。
- 8、外資保険会社の参入許可条件を緩和し、30 年の経営年限の要件を取り消す。
- 9、元々 2021 年に取り消すことが決まっていた証券会社、ファンド会社及び先物会社の外資持株比率制限を 2020 年に繰り上げる。
- 10、外資機関が銀行間債券市場 A 類の販売許可証を取得することを許可する。
- 11、域外の機関投資家の銀行間債券市場への投資を更に便利する。

華誠は会社商事の業務分野で豊富な経験と独特の見解を持っております。最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法人の一つとして、1995 年から、華誠は長年にわたり各種の会社商事業務に全面的に携わっており、中国のビジネスの繁栄及び中国のブランドの成長に立ち会い、かつ関与してまいりました。

華誠は上海市涉外コンサルティング機関 A 類資格の法人として、多くの国際的に有名な知的財産権を専門とするマスコミに非常に注目され、高く評価されている。Chambers and Partners、Asia Pacific 等は全て会社商事業務分野で注目に値する中国の法律事務所に華誠をリストアップしています。

市場主体撤退制度の改善を加速

市場主体の撤退の経路をいっそう順調にし、市場主体の撤退にかかるコストを下げ、市場主体の競争の活力を刺激し、優勝劣敗の市場メカニズムを改善し、経済の高品質の発展を推進するために、国務院の同意を得て、国家発展改革委員会などの 13 部門が最近共同で「市場主体の撤退制度の改善を加速する改革方案」を発行した。

国家発展改革委員会スポークスマンの孟玮によると、市場主体の撤退は市場メカニズムの優勝劣敗の必然的な結果である。市場主体の撤退制度の改革の改善を加速し、供給側の構造改革を深化させることに役立て、ストックの最適化の推進、生産能力過剰の防止・除去、ゾンビ企業一掃の加速等のために、良好な制度環境を創造する。ビジネス環境の最適化に役立て、中国の破産制度を更に経済の発展と社会の進歩のニーズに適応させる。社会主義市場経済体制の改善に役立て、撤退方式を最適化し、撤退手続きを改善し、撤退の効率を高める。

(人民網 より)

中国で「ビジネス環境最適化条例（意見募集稿）」について公開意見募集

このほど、国家発展改革委員会は「ビジネス環境最適化条例（意見募集稿）」について社会に向けて公開で意見を求めた。意見募集稿によると、国は法に基づき、各種の所有制市場主体が人的資源、資金、土地使用権及び自然資源などの生産要素を平等に獲得し、公平に市場競争に参加することを保障している。

意見募集稿によると、各地区、各部門は法律に基づき、所有制で異なる地区の各種市場主体への政府の資金投入、土地の供給、税収の優遇、費用の減免、資質の許可、標準の制定、項目の申告、職名の評定などの面での公平な待遇を保障し、行政権力を濫用して競争を排除、制限することを禁止している。入札募集、入札、及び政府調達は公開、透明、公平公正であるべきで、所有制で異なる地域の各種市場主体を平等に扱い、非合理的な条件で制限したり、排斥したりしてはならない。

意見募集稿では、国が知的財産権の保護を強化し、知的財産権を侵害する違法な犯罪行為を法に基づいて厳しく処罰し、知的財産権侵害の処罰的な賠償制度の確立を推進し、知的財産権の権利者の合法的権利権益を十分に保障することを明確にしている。金融機関は同等の申請条件下で各種の所有制市場主体のローン利率とローン条件を一致させるべきであり、異なる所有制市場主体にローン審査の差別的規定を設けてはならない。

知るところによれば、意見募集稿は総則、市場主体、市場環境、政務サービス、監督管理法執行、法治保障、附則の7章に分かれており、合計68条である。

(中国政府網 より)





国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会、工業・情報化部、財政部が 連合で「クラウドコンピューティングサービスセキュリティ評価弁法」を公布

7月22日、国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会、工業・情報化部、財政部が連合で「クラウドコンピューティングサービスセキュリティ評価弁法」を公布した。紹介によると、四部門委員会は連合でクラウドコンピューティングサービスのセキュリティ評価を展開するのは、党政機関、重要な情報インフラ運営者が購入して使用するクラウドコンピューティングサービスのセキュリティ制御可能レベルを向上させ、かつクラウドコンピューティングサービスを購入して使用することによるネットワークセキュリティのリスクを低減し、更に党政機関、重要な情報インフラ運営者が業務とデータをクラウドサービスプラットフォームに移行する自信を増強するためである。

クラウドコンピューティングサービスのセキュリティ評価は、クラウドサービス会社の申請に基づいて、党政機関、重要な情報インフラに向けてクラウドコンピューティングサービスを提供するクラウドプラットフォームのセキュリティ評価である。同一のクラウドサービスのプロバイダが運営する異なるクラウドプラットフォームは、それぞれのセキュリティ評価を申請する必要があるり、主に申告、受付、専門技術機関の評価、クラウドコンピューティングサービスのセキュリティ評価の専門家グループの総合評価クラウドコンピューティングサービスのセキュリティ評価業務の協調メカニズムの審議、国家インターネット情報弁公室の認可、評価結果の発表、持続的な監督などのプロセスが含まれている。

(財政部 より)

暗号法（草案）への意見募集

第13期全国人民代表大会常務委員会第11回会議において「中華人民共和国暗号法（草案）」の審議が行われた。7月5日、中国人民代表大会のウェブサイトにて「中華人民共和国暗号法（草案）」（以下、「草案」という）についての意見募集が公開で行われ、意見募集の締め切りは2019年9月2日までとなっている。

草案における立法の全体的な構想は3つある。1、コアパスワード、普通パスワード、及び商用パスワードの分類管理を実施するという原則を明確にする。2、職能転換と「放管服」の必要性和国家安全保障のバランスを重視して把握する。3、草案とネットワークセキュリティ法、保守国家秘密法などの関連法律との関係に注意して対処する。草案は合計5章44条からなり、内容には主に、パスワードの作業に関する指導と管理体制、パスワードの分類管理原則、パスワードについての発展促進と保障措置、コアパスワード、普通パスワード、商用パスワードに関する。



(中国人大網 より)

「証券仲介業務管理方法（意見募集稿）」について公開意見募集

証券仲介業務の活動を更に規範化し、金融リスクを防止するために、中国証券監督管理委員会は「証券仲介業務管理弁法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、7月26日に社会に向けて公開で意見を求めた。意見フィードバックの締切は2019年8月26日までとなっている。

「意見募集稿」には主に次の内容が含まれている。1、初めて証券仲介業務を定義する。「証券法」第112条等の規定を参考にして、違法な証券仲介業務に対抗するために、明確な規則の根拠を提供する。2、的確に投資家の合法的な権利権益を保護する。証券会社は投資家情報を知る権利、財産の安全への権利、公平な取引の権利などを守ることを要求し、取引の手数料徴収、クライアント資産の保護、取引明細書の提供、転換口座の手続き、クレームの処理などの具体的な事項に必要な制度保障をする。3、主要な業務プロセスを全面的に規範化する。証券仲介業務に関連する営業、口座開設、取引、決済などのプロセスを規定する。4、証券会社の内部規制責任を強化する。隔離壁の構築、人員管理、組織保障、コンプライアンスチェック、情報システム、営業場所などに関する具体的な規範を求める。5、監督管理と責任追及を強化する。法による授権の範囲内で相応の行政監督管理と行政処分（中国語：行政処罰）の措置を明確にして、「双罰」の原則を遂行し、会社の責任を規定したほか、関係する個人に対する責任追及も明確にする。

（司法部 より）

「金融持株会社監督管理試行弁法（意見募集稿）」について公開意見募集

このほど、人民銀行は関係部門と共同で「金融持株会社監督管理試行弁法（意見募集稿）」（以下、「弁法」という）を起草し、7月26日に社会に向けて公開で意見を求めた。意見フィードバックの締切は2019年8月24日までとなっている。

「弁法」の内容は主に、1、金融持株会社の市場参入許可を設け、市場参入許可をリスク防止の第一のハードルとして、一定の条件を満たす、非金融企業の投資金融機関が形成した金融持株会社は人民銀行が監督管理を実施する。2、株主の資質の監督管理を厳格にして、ポジティブリストとネガティブリストの方式で、金融持株会社の株主になる条件と禁止行為を規定する。3、資本の出所の真実性と資金運用のコンプライアンスの監督管理を強化する。4、株式所有構造の管理を明らかにする。5、コーポレートガバナンスと関連取引の監督管理を強化する。6、リスク「ファイアウォール」制度を完備する。7、過渡期を設定する。

（司法部 より）

中国における経営コンプライアンスに関する更なる法律情報をお知りになりたい場合や、経営コンプライアンスについてどんなご質問をお持ちの場合でも、どうぞ華誠にご連絡ください。多くの華誠のコンプライアンス担当弁護士が法律コンサルティングサービスを誠心誠意ご提供させていただきます。



銭軍亮
パートナー所長, 弁護士
E-mail: Frank.qian@watsonband.com



呉月琴
パートナー, 弁護士
E-mail: Cathy.wu@watsonband.com



高澤
パートナー, 弁護士
Email: Ze.gao@watsonband.com

国家市場監督管理総局が「独占禁止協議暫定規定」を公布

国家市場監督管理総局が 2019 年 7 月 1 日に公布した「独占禁止協議暫定規定」（以下、「暫定規定」という）は独占禁止法の補助法規中の一つとして、2019 年 9 月 1 日から施行される。「暫定規定」の公布は、独占禁止法執行機関の「三合一」後の独占禁止補助法規による重大な調整であり、中国の独占禁止法の執行が更に強化されることを示唆し、同時に独占禁止法執行機関の法執行作業と企業の独占禁止に関するコンプライアンスに明確な指導を提供する。

「暫定規定」によると、競争関係にある経営者は商品またはサービスの価格について以下の独占協議を締結することを禁止する。(1) 価格水準、価格の変動幅、利益水準または割引、手数料などのその他の費用を固定または変更する。(2) 価格を計算するための基準式を採用すると約定する。(3) 契約に参加する経営者が自主的に価格を決める権利を制限する。(4) その他の方式で価格を固定または変更する。同業者団体が以下の行為に従事することを禁止する。競争を排除、制限する内容を含む同業者団体の定款、規則、決定、通知、基準などを制定、公布すること。当該業界の経営者を召集し、組織し、または当該業界の経営者に働きかけて、競争を排除、制限する内容を含む協議、決議、議事録、覚書などに締結すること。

(国家市場監督管理総局 より)



「文化産業促進法（草案意見募集稿）」について社会に向けて意見を募集

6月28日、7,700文字余りに上る「文化産業促進法（草案意見募集稿）」（以下、「草案意見募集稿」という）について社会に向けて公開で意見を求めた。

草案意見募集稿では、文化産業の概念を「本法にいう文化産業とは、文化を中核とした内容で行った文化製品の創作、生産、伝播、展示、及び文化サービスを提供する経営活動であり、尚且つ上記の経営活動の実現に必要な文化補助生産と仲介サービス、文化装備生産と文化消費末端生産などの活動の集合を指す。」と初めて明確に定義した。

「これは立法の論理的な出発点であり、促進措置の正確さと効果的な現実的需要を確保することでもある。」中央財経大学文化経済研究院の魏鵬举院長から見ると、経営的な文化産業は公益性の文化事業に対応する概念で、文化産業の定義と範囲の定義の主な根拠は国家統計局の発行した「文化及び関連産業分類（2018）」であり、文化を中核とした内容で行った文化製品の創作、生産、伝播、展示、及び文化サービスを提供する経営活動及び関連する補助的な活動を含んでいる。それらは近年の文化産業の実務と理論の科学的総括である。

（中国政府網 より）

国家インターネット弁公室、ネットでデマを飛ばす者は信用喪失主体のブラックリストに記載

最近、国家インターネット弁公室は「インターネット情報サービス重大信用喪失主体信用情報管理弁法（意見募集稿）」（以下、意見募集稿という）を起草し、社会に向けて公開で意見を求めた。

意見募集稿では、インターネット情報サービスの提供者と利用者が下記のいずれかの状況に当てはまる場合、行為主体をインターネット情報サービス重大信用喪失主体のブラックリストに入れることが示されている。

(1) インターネット情報の内容管理に関する法律法規に違反したことにより、インターネット情報部門に単独または関連部門と共同でウェブサイトの閉鎖、係る業務許可証の取消、または営業許可証の取消、許可の取消または登録抹消の行政処分（中国語：行政処罰）を受けた場合。

(2) インターネット情報の内容管理に関する法律法規に違反したことにより、インターネット情報部門に単独または関連部門と共同で上記第一項以外の行政処分（中国語：行政処罰）を受け、かつ不履行または期限までに要求通りに履行していない場合。

(3) インターネットを通じて社会道徳、商業道徳、信義誠実などに反する情報を作成、公表、伝播し、または故意に社会道徳、商業道徳、信義誠実などに反する情報を提供する技術、設備サポートまたはその他のサービスを提供し、ネット空間の伝播の秩序を著しく破壊し、社会公共の利益と人民大衆の合法的な権利權益に侵害を与え、社会的に悪影響をもたらした場合。

(4) 法律、行政法規の規定に違反し、信用喪失の情状が重大なその他の状況。

（法制網 より）

中国消費者協会が公益訴訟を初めて調停で終結

7月22日、中国消費者協会（以下、「中消協」という）が雷沃重工股份有限公司などの4被告を訴えた三輪オートバイ（中国語：正三輪摩托車）の違法製造販売公益訴訟事件は裁判所の主宰による民事調停協議で合意に至り、中消協の6つの訴訟上の請求は全て実現した。

これは中消協が提起した初の公益訴訟事件で、全国で初めて調停によって訴訟が終結した消費民事公益訴訟事件である。公益訴訟が発生した後、雷沃重工は非常に重視し、直ちに改善措置を講じ、基準を超える三輪オートバイの製造と販売を全面的に停止し、かつ中消協の指導のもと、消費者の権利権益の保障と企業の生産経営に係るコンプライアンスの改善を積極的に展開した。

説明によると、2016年7月1日、中国消費者協会は雷沃重工股份有限公司などの4被告が違法にコンプライアンスに違反して三輪オートバイを製造販売していることについて、消費民事公益訴訟を起こした。2016年7月25日、北京市第四中級人民法院は正式にこの事件を受理した。この期間、中消協は雷沃重工などの4被告と何度も会談、調停、質疑を行い、2019年4月26日に調停の協議で初歩的に合意に至った。人民法院の公告と審査を経て、2019年6月10日、北京市第四中級人民法院は正式に民事調停書を発行した。中消協は公式サイトにて民事調停書の全文を公表する。

（中国政府網 より）

